

2020年度の
めじろ台のまちづくりより
(憲章及びワークショップ)

大月敏雄 (東大)
200719

まちづくり憲章とは？

- ・ 今後、多様な町づくりが展開する時、活動の方向性などに迷ったら、常に立ち返るべき、この町のコンセプト
- ・ 町の”憲法”みたいなもの
- ・ すべての活動が、この憲法の目的に叶うようにする
- ・ どんな町であるのか、どんな町を目指したいのか、を人にわかりやすく伝える

7月のワークショップ(WS) 目的

- ・ 憲章の確認（これは簡単に）
- ・ ワーキンググループ（WG）

利便性、多様性、福祉性

を少し細分化して、事前に意向をとった
それぞれの班で「今後どんな活動をした
いか」

について意見の広がり、を確認する

- ・ 時間配分
- ・ 李ヨングンさん

WSの進め方

- ・ファシリテーター＋記録係（都市計画プロ、大学）

WSの目的

- ・まちの中の多様な意見の広がりを認識する
- ・その中で、自分の意見の立ち位置を認識する
- ・人を論破、自説主張が目的ではありません
- ・その日のWSの目的から、逸脱しない

WSのルール

- ・みんな発言しましょう
- ・他の人の意見を否定しないようにしましょう

ワーキンググループ(WG)と今後の活動

- **WGの中で、具体的な活動計画を模索**
- **具体の活動案が出たら、実施組織を結成して、実施について、全体会で協議**
- **このように、様々に展開する、町づくり活動の情報を常に共有し、開かれた場で、より良い活動にしていくために、協議を続けるのが、協議会**